

軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号) の一部改正について

1. 改正理由

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面を求めている手続き全てについて、恒久的な対応として年内に制度見直しの検討を行うこととされ、これに伴い「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」で定められた軽自動車OCR申請書が改正されることから、軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行う。

2. 改正概要

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に伴い所要の改正を行う。

- 申請書、申請依頼書及び譲渡証明書に求める押印を廃止する。

3. 施行日

施行日 令和3年1月1日

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧
目 次 第 1 章～第 9 章 （略） 別表 様式 第 1 章 （略） 第 2 章 検査の実施方法 2-1～2-7 （略） 2-8 受検車両と書面の同一性確認 （1） 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機 の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されて いる車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自 動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等及び軽 自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2（この項において「軽自動車検査 票 1、2」という。）に記載されている原動機の型式が同一であることを 確認するものとする。 ① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証 の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受け た自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納され た自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合 ア 指定自動車等 完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特	目 次 第 1 章～第 9 章 （略） 別表 様式 第 1 章 （略） 第 2 章 検査の実施方法 2-1～2-7 （略） 2-8 受検車両と書面の同一性確認 （1） 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動 機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されて いる車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。 なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自 動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等及び軽 自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2（この項において「軽自動車検査 票 1、2」という。）に記載されている原動機の型式が同一であることを 確認するものとする。 ① 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証 の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受け た自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納され た自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合 ア 指定自動車等 完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特

別取扱届出済書、譲渡証明書 <u>（譲渡人の押印不要。以下同じ。）</u> 又は自動車製作者による証明書及び軽自動車検査票 1、2 ②～④ （略） (2)～(4) （略） 2-9～2-10 （略） 2-11 検査における書面の提出又は提示等 2-11-1 （略） 2-11-2 検査に必要な書面 (1)～(4) （略） (5) 輸入自動車特別取扱届出済書 ①～② ③ 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には、本部検査部検査企画課に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。 ア 「取扱要領第 9 第 2 項の確認結果」欄 当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、<u>その内容が</u> 記載されていること。 イ （略） (6)～(10) （略） 2-12～2-25 （略） 第 3 章～第 5 章 （略） 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1～6-7 （略） 6-8 申請書等の受理 検査等に関し、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請による	別取扱届出済書、譲渡証明書又は自動車製作者による証明書及び軽自動車検査票 1、2 ②～④ （略） (2)～(4) （略） 2-9～2-10 （略） 2-11 検査における書面の提出又は提示等 2-11-1 （略） 2-11-2 検査に必要な書面 (1)～(4) （略） (5) 輸入自動車特別取扱届出済書 ①～② ③ 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には、本部検査部検査企画課に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。 ア 「取扱要領第 9 第 2 項の確認結果」欄 当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、記載 <u>及び押印</u> されていること。 イ （略） (6)～(10) （略） 2-12～2-25 （略） 第 3 章～第 5 章 （略） 第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理 6-1～6-7 （略） 6-8 申請書等の受理 検査等に関し、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請による
---	--

提出があったときは、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書面（以下「申請書等」という。）に不備のないことを確認したうえ、当該申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請一覧表に受付日付印を押印して受理するものとする。

なお、法人が申請、請求及び届出する場合にあっては、名称、役職及び代表者の氏名が記載されていること。

（削除）

OSS 申請 により、6-9 及び 6-10 に規定されている申請があった場合には、当該申請に必要な提出書面が電磁的方法により提出された 申請データに不備がないことを確認したうえ、受理するものとする。

申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書面を提出すること。

提出があったときは、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書面（以下「申請書等」という。）に不備のないことを確認したうえ、当該申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請一覧表に受付日付印を押印して受理するものとする。

この場合において、申請書、請求書若しくは届出書に氏名を記載し押印することに代えて署名しているときは、楷書で明瞭に申請者の氏名が記載されていることを確認するものとする。

（記載例）

軽検太郎

（申請者が個人である場合）

（署名）

軽検株式会社 代表取締役

軽検太郎

（申請者が法人である場合）

（名称） （役職名） （代表者の署名）

OSS 申請 があったときは、当該 申請データに不備がないことを確認したうえ、受理するものとする。

この場合において、6-9 及び 6-10 に規定されている提出書面のうち電磁的方法により軽検協接続サブシステムが受理したものにあっては、当該書面が提出されたものとし、当該書面への押印等が必要な場合には、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 4 条第 3 項に規定する電子署名及び電子証明書の送信をもってこれを省略することができる。

申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書面を提出すること。

6-9 新規検査 6-9-1 必要な書面 6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車） ①～⑨ （略） ⑩ 申請依頼書等（代理人による申請、届出又は請求の場合。以下同じ。） ⑪～⑭ （略） (2) （略） 6-9-2～6-9-3 （略） 6-10～6-15 （略） 6-16 自動車検査証の記入 6-16-1 必要な書面 6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ①～⑤ （略） ⑥ 譲渡証明書 <u>又はその他の変更の事実を確認する書面</u> <u>（削除）</u> 6-16-2～6-16-3 （略） 6-17～6-25 （略） 第7章 （略） 第8章 （略） 第9章 （略） <u>附 則〔令和2年12月23日協会規程第16号〕</u> <u>1. この規定は、令和3年1月1日から施行する。</u>	6-9 新規検査 6-9-1 必要な書面 6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車） ①～⑨ （略） ⑩ 申請依頼書等（代理人による申請、届出又は請求の場合 <u>であって、当該申請に係る申請書等に押印がない場合に限る。</u>）以下同じ。） ⑪～⑭ （略） (2) （略） 6-9-2～6-9-3 （略） 6-10～6-15 （略） 6-16 自動車検査証の記入 6-16-1 必要な書面 6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。 ①～⑤ （略） ⑥ 譲渡証明書 <u>（ただし、申請書に旧所有者印が押印されている場合、又は、申請依頼書に旧所有者印が押印されている場合を除く。）</u> <u>⑦ その他の変更の事実を確認する書面</u> 6-16-2～6-16-3 （略） 6-17～6-25 （略） 第7章 （略） 第8章 （略） 第9章 （略）
---	--

2. 改正前の様式 7-1、様式 7-2、様式 7-3、様式 7-4、様式 7-4-2、様式 7-4-3、様式 7-5、様式 7-6、様式 7-7、様式 9 及び様式 11 については、改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。

- ・別表 2 (略)
- ・様式 1 (略)
- ・様式 2 (略)
- ・様式 3 (略)
- ・様式 4-1 (略)
- ・様式 4-2 (略)
- ・様式 5-1 (略)
- ・様式 5-2 (略)
- ・様式 6 (略)
- ・様式 7-1 (様式省令軽第 1 号様式)

- ・別表 2 (略)
- ・様式 1 (略)
- ・様式 2 (略)
- ・様式 3 (略)
- ・様式 4-1 (略)
- ・様式 4-2 (略)
- ・様式 5-1 (略)
- ・様式 5-2 (略)
- ・様式 6 (略)
- ・様式 7-1 (様式省令軽第 1 号様式)

・様式 7-2 (様式省令軽第 2 号様式)

[illegible]

・様式 7-3 (様式省令第 3 号様式)

[illegible]

・様式 7-2 (様式省令 軽第 2 号様式)

[illegible]

・様式 7-3 (様式省令軽第 3 号様式)

[illegible]

・様式 7-4（様式省令軽第 4 号様式）

自動車検査証返納証明書交付申請書 自動車検査証返納届書		軽 4 号様式
0042 7 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
申請者（使用者） 氏名又は名称 住所 （所有者） 氏名又は名称 住所 返納の理由 ☐ 滅失、解体等（返けん引車に限る） ☐ 一時使用中止 軽自動車検査協会 殿 令和 年 月 日		

・様式 7-4（様式省令軽第 4 号様式）

自動車検査証返納証明書交付申請書 自動車検査証返納届書		軽 4 号様式
0042 7 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
申請者（使用者） 氏名又は名称 住所 （所有者） 氏名又は名称 住所 返納の理由 ☐ 滅失、解体等（返けん引車に限る） ☐ 一時使用中止 軽自動車検査協会 殿 年 月 日		

・様式 7-4-2（様式省令軽第 4 号様式の 2）

輸出予定届出証明書交付申請書（ ☐ 解体等 ☐ 再輸入用） 輸出予定届出証明書届納書（ ☐ 自動車検査証返納）届出書		軽 4 号様式の 2
0072 7 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
申請者・届出者（所有者） 氏名又は名称 住所 届出者（使用者） 氏名又は名称 住所 使用の本拠の位置 届出の理由とその旨は（使用済自動車の解体及び輸出に係る届出の場合を除く。） ☐ 滅失 ☐ 用途廃止 ☐ 車台が車両番号の指定の部に腐したものでなくなったとき 年 月 日 軽自動車検査協会 殿 令和 年 月 日		

・様式 7-4-2（様式省令軽第 4 号様式の 2）

輸出予定届出証明書交付申請書（ ☐ 解体等 ☐ 再輸入用） 輸出予定届出証明書届納書（ ☐ 自動車検査証返納）届出書		軽 4 号様式の 2
0072 7 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
申請者・届出者（所有者） 氏名又は名称 住所 届出者（使用者） 氏名又は名称 住所 使用の本拠の位置 届出の理由とその旨は（使用済自動車の解体及び輸出に係る届出の場合を除く。） ☐ 滅失 ☐ 用途廃止 ☐ 車台が車両番号の指定の部に腐したものでなくなったとき 年 月 日 軽自動車検査協会 殿 年 月 日		

・様式 7-4-3 (様式省令軽第 4 号様式の 3)

■ ■ □ 自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第 4 号様式の 3

0052 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

自動車検査証返納届出書 (自動車検査証の返納を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証返納届出書 (自動車検査証の返納を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

解体届出書 (解体届出書を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

重量税還付申請書 (重量税還付申請書を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

軽自動車検査協会 軽第 4 号様式の 3

・様式 7-5 (様式省令軽第 5 号様式)

■ ■ (8 新規格車 8 自動車検査証返入 8 自動車検査証交付) 申請書 (備考欄記載事項) 軽第 5 号様式

0052 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

新規格車 (新規格車を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証返入 (自動車検査証返入を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証交付 (自動車検査証交付を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

軽自動車検査協会 軽第 5 号様式

・様式 7-4-3 (様式省令軽第 4 号様式の 3)

■ ■ □ 自動車検査証返納届出書 解体届出書 重量税還付申請書 軽第 4 号様式の 3

0052 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

自動車検査証返納届出書 (自動車検査証の返納を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証返納届出書 (自動車検査証の返納を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

解体届出書 (解体届出書を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

重量税還付申請書 (重量税還付申請書を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

軽自動車検査協会 軽第 4 号様式の 3

・様式 7-5 (様式省令軽第 5 号様式)

■ ■ (8 新規格車 8 自動車検査証返入 8 自動車検査証交付) 申請書 (備考欄記載事項) 軽第 5 号様式

0052 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

新規格車 (新規格車を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証返入 (自動車検査証返入を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

自動車検査証交付 (自動車検査証交付を目的とする届出書。以下本欄に入力して下さい)

軽自動車検査協会 軽第 5 号様式

[illegible]

■ ■ 継続検査申請書 経費 第2号様式					
03321	2	台車類別 ☐ 乗車 ☐ 自転車	台車番号 ☐ 1番 ☐ 2番	台車種別 ☐ 1番 ☐ 2番	台車用途 ☐ 1番 ☐ 2番
① 台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		② 台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		③ 台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 	
台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 	
台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 		台車台帳 台車台帳番号(台車台帳番号の下2桁の数字を記入) 	

申請者(使用者)
氏名又は名称

住所

受検者
氏名又は名称

住所

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。

☐ 保安基準適合証

[illegible][illegible]

- ・ 様式 8 （略）
- ・ 様式 9（改造自動車等届出書）

第9号様式

軽自動車検査協会

事務所長 殿

届出者の氏名又は名称

住 所

連絡先（担当者）

電 話 番 号

年 月 日

改 造 自 動 車 等 届 出 書

車 名 ・ 型 式	種 別	軽自動車	用 途
(1)~① 車 枠 及 び 車 体	(4)~① 走 行 装 置	(7)~② 緩 衝 装 置	
(1)~② "	(4)~② "	(8) 連 結 装 置	
(2)~① 原 動 機	(4)~③ "	(9) 燃 料 装 置	
(2)~② "	(5)~① 操 縦 装 置	(10)~① 電 気 装 置	
(3)~① 動 力 伝 達 装 置	(5)~② "	(10)~② "	
(3)~② "	(5)~③ "	試 作 車	
(3)~③ "	(5)~④ "	組 立 車	
(3)~④ "	(6) 制 動 装 置		
(3)~⑤ "	(7)~① 緩 衝 装 置		
改造予定車両数	主たる使用地域		
車台番号 (複数台数届出は限定した車両)			

注 :該当する改造内容の番号を○で囲むこと。

(日本産業規格 A列4番)

- ・ 裏面 （略）
- ・ 様式 10 （略）
- ・ 裏面 （略）

- ・ 様式 8 （略）
- ・ 様式 9（改造自動車等届出書）

第9号様式

軽自動車検査協会

事務所長 殿

届出者の氏名又は名称

住 所

連絡先（担当者）

電 話 番 号

年 月 日

改 造 自 動 車 等 届 出 書

車 名 ・ 型 式	種 別	軽自動車	用 途
(1)~① 車 枠 及 び 車 体	(4)~① 走 行 装 置	(7)~② 緩 衝 装 置	
(1)~② "	(4)~② "	(8) 連 結 装 置	
(2)~① 原 動 機	(4)~③ "	(9) 燃 料 装 置	
(2)~② "	(5)~① 操 縦 装 置	(10)~① 電 気 装 置	
(3)~① 動 力 伝 達 装 置	(5)~② "	(10)~② "	
(3)~② "	(5)~③ "	試 作 車	
(3)~③ "	(5)~④ "	組 立 車	
(3)~④ "	(6) 制 動 装 置		
(3)~⑤ "	(7)~① 緩 衝 装 置		
改造予定車両数	主たる使用地域		
車台番号 (複数台数届出は限定した車両)			

注 :該当する改造内容の番号を○で囲むこと。

:届出者の氏名又は名称欄の押印は、氏名を記載し署名することができる。

(日本産業規格 A列4番)

- ・ 裏面 （略）
- ・ 様式 10 （略）
- ・ 裏面 （略）

・様式 11（改造自動車等届出書の取下願出書）

改造自動車等届出書の取下願出書

軽自動車検査協会

殿

年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

1. 車 名
2. 型 式
3. 車台番号（記載できる場合に限る。）
4. 取下げ理由（該当項目に○印）
 - ☐ 車両故障のため
 - ☐ 顧客との売買契約解除のため
 - ☐ その他（理由を記載すること。）

・様式 12 （略）

・様式 13 （略）

・様式 11（改造自動車等届出書の取下願出書）

改造自動車等届出書の取下願出書

軽自動車検査協会

殿

年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

印

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

1. 車 名
2. 型 式
3. 車台番号（記載できる場合に限る。）
4. 取下げ理由（該当項目に○印）
 - ☐ 車両故障のため
 - ☐ 顧客との売買契約解除のため
 - ☐ その他（理由を記載すること。）

※ 押印することに代えて、署名をもって代えることができる。

・様式 12 （略）

・様式 13 （略）